委員会提出議案第3号

南相馬市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

上記の議案を別紙のとおり南相馬市議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和5年6月14日提出

南相馬市議会議長 平 田 武 様

議会運営委員長 田 中 一 正

提案理由

機構改革に伴う所管の改正を行うとともに、予算決算常任委員会で一般会計予算以外の予算・決算審査を総合的かつ一体的に行うため、必要な改正を行うものである。

南相馬市条例第 号

南相馬市議会委員会条例の一部を改正する条例

南相馬市議会委員会条例(平成18年南相馬市条例第241号)の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分(以下「改正部分」という。) を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改 正 後				改 正 前			
(常任委員会の所属等)				(常任委員会の所属等)			
第2条 【略】				第2条 【略】			
2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管				2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管			
は、次表のとおりとする。				は、次表のとおりとする。			
名称	定数	所管		名称	定数	所管	
【略】				【略】			
建設経済常	7人	商工観光部、農林水産部、建		建設経済常	7人	経済部、建設部及び農業委員	
任委員会		設部及び農業委員会の所管		任委員会		会の所管に属する事項	
		に属する事項					
予算決算常	21人	予算及び決算に関する事項		予算決算常	21人	一般会計の予算及び決算に	
任委員会				任委員会		関する事項	

附則

この条例は、公布の日から施行する。